

第二次長野市環境基本計画後期計画策定に係るご意見について

Q 1 周辺市街地や市街地縁辺部の関連施策の中に、公共交通機関の整備やサイクル&ライドの促進が挙げられているが、郊外駅周辺に駐車（駐輪）場を整備するという具体的目標を入れることはできるか。

A 1 長野市公共交通ビジョン（H27.6）の推進施策として位置づけ、現段階で、自転車の駐輪場等は可能な範囲での整備を進めておりますが、用地確保の問題等があり具体的な規模や期間などが定められません。放置自転車の整理等により適正な利用を推進していく方針です。

環境基本計画への具体的な目標を記載することは困難ですが、進捗管理をするなかで状況把握ができるよう担当課と連絡、調整を図ります。

Q 2 住宅地の緑化について、まちづくりルールの徹底が必要ではないか。条例等での規制などはできないか。また、アパートやマンション建設など、戸建て住宅地域に無差別に建てられると美しいまちづくりが大変難しくなる。アパート建設許可地域を設けるなどの対策は出来ないものか。

A 2 「長野市緑を豊かにする条例」において、敷地 1,000 ㎡以上の工場や事業所（アパート等含む）を新設等するときや敷地 3,000 ㎡以上の屋外駐車場等を新設する場合など一定の緑化とその後の適切な管理が義務付けられています。事業所の場合、空地（敷地面積－建物底地面積）の 10%以上を緑化することが義務付けられています。

環境基本計画には、詳細に掲載していませんが、同条例に基づき策定された「長野市緑を豊かする計画」の推進を「目標 4 施策テーマ 4-1 身近な緑の保全と創出」に主要施策として位置づけています。（本文 44 ページ）

施策	コード
<p>◆ 市街地における緑の保全・創出の推進</p> <p>・「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取組を推進します。</p>	4101

アパートやマンション建設等については、長野市都市計画マスタープランにおいて「まちなか居住など多様な居住ニーズに対応した土地利用の推進」として次のように位置づけています。

土地利用の実現化方策

「まちなか居住など多様な居住ニーズに対応した土地利用の推進」

市街地における豊かな居住環境の形成を目指し、景観や街並みに配慮した街づくりのルールづくりの検討を行うとともに、利便性の高い居住地の形成を目指し生活利便施設等の適正な立地について検討する。

また、市街地での多様な居住ニーズに応えるための諸制度の検討を行い、まちなかの居住を促進する。

主な施策

- ・街並み誘導型の地区計画の導入等、都市計画諸制度の多様な活用など
- ・地区特性に応じた建物誘導等(地区計画や高度地区等の活用検討)
- ・まちなかでの良好な住宅建設に対する支援や空きビルなどの既存ストックの住宅転用支援策の検討
- ・民間住宅を借り上げた公営住宅などによるまちなか居住の推進
- ・住宅地における日用品販売の立地を可能とする用途規制の見直しの検討

また、「長野市の景観を守り育てる条例」に基づく「長野市景観計画」では景観誘導や景観協定の指導や支援等について掲載しています。

環境基本計画には、詳細に掲載していませんが、「目標4 施策テーマ4-2 良好な水辺とまちなみの保全と創出」に長野市景観計画や環境配慮についての施策を位置づけています。

施策	コード
○ 長野市景観計画に基づく景観の保全 ・「長野市の景観を守り育てる条例」に基づく「長野市景観計画」を適切に運用して、大規模な建築行為等に対する景観誘導や屋外広告物の適正化など、市域景観を保全します。 ・良好な景観形成に対する市民や事業者の自主的な取組を支援します。 ・景観協定の締結を支援・指導します。	4204
◆ 歴史的なまちなみ形成の推進 ・長野市歴史的風致維持向上計画の方針に基づき、善光寺周辺、戸隠神社中社・宝光社周辺及び松代城下町の歴史的景観に調和したまちなみを形成するため、「街なみ環境整備事業」による整備を進めるとともに、「長野市伝統環境保存条例」及び「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、指定地区の伝統的まちなみなどの保存活動に助成を行います。	4206
○ 多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進 ・コンパクトなまちづくりの考えを取り入れ環境負荷の少ない都市づくりを推進します。 ・土地区画整理事業などをはじめとする市街地開発事業により、環境に配慮しながら、既存市街地の再生を図り、快適な都市環境の創出に努めます。	4208

Q3 第5章の土地利用別の環境配慮指針について、「問題解決に向けた取組指針」の事業のうち、核となる柱を据える必要があるのではないか。またテーマやイメージを掲げることで目指すものが明確になるのではないか。

A3 後期計画の策定にあたり、全施策の内、今後5年間に特に重点的かつ計画的に実行する必要がある施策を主要施策として位置づけました。

取組指針に掲載した施策には、主要施策が含まれていますので、第5章でも主要施策については、第4章と同じように◆印をつけ掲載します。

また、テーマについては、8地域全てではなく、P65の図5-1にあります「街」「里」「山」「川」のエリア別に次のとおり考えてみました。

	該当地域	テーマ・イメージ (案)
「街」	市街地中心部 周辺市街地 市街地縁辺部 (平地部の集落地)	多様で魅力ある都市機能が集積する場所
「里」	平地部の集落地 中山間地域の集落地 (高原住宅、観光拠点)	自然と共に生きる場所
「山」	高原住宅、観光拠点 森林、自然公園など	自然と資源が豊かな場所
「川」	河川沿川地域	「山」から「街」をつなぐ、命を育む場所

掲載 (案) P65

